



母子保健のご案内

※東側とは高崎線から東側の地域、西側とは高崎線から西側の地域を指します。

事業名	内容・対象者	日時	その他
乳児健診	内 心臓病や股関節の異常等の早期発見、運動発達の検査 対 令和5年9月生まれのお子さん	東側 1月25日(木)	時 1日～15日生まれのおさんは13:10～13:40 16日～末日生まれのおさんは13:40～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 ・離乳食講習を同時実施しています。 ・令和5年9月生まれのおさんの保護者を対象に子育て応援ギフトを配布します。 持 あかちゃん訪問時にお渡しした申請書、身分証明書(申請者および持参者)
		西側 1月26日(金)	
1歳6か月児健診	内 内科健診、歯科健診等 対 令和4年6月生まれのお子さん	東側 1月15日(月)	時 1日～15日生まれのおさんは13:10～13:40 16日～末日生まれのおさんは13:40～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル、タオル 申 対象児以外は健康づくり課へ。 他 令和4年6月生まれのおさんの保護者を対象に、こども商品券を配布します。 ※商品券のお問合せは、子育て支援課子育て支援担当(☎ 594-5537)へ。
		西側 1月16日(火)	
3歳児健診	内 内科健診、歯科健診、尿検査等 対 西側地区で令和2年11月・12月生まれのお子さん	西側 1月19日(金)	時 11月生まれのおさんは13:10～13:40 12月生まれのおさんは13:40～14:10 持 母子健康手帳、健康診査票、バスタオル、目と耳のアンケート、早朝尿 申 対象児以外は健康づくり課へ。
9か月児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・離乳食・育児の心配ごとの相談等 対 令和5年4月生まれのおさんがいる母親または家族	東側 2月5日(月)	時 1日～15日生まれのおさんは10:00～10:25 16日～末日生まれのおさんは10:25～10:45 持 母子健康手帳、バスタオル、9か月または10か月児健康相談票
		西側 2月6日(火)	
乳幼児育児相談	内 身長・体重測定、運動発達・食事の相談、育児の心配ごとの相談等 対 0～3歳未満のおさんがいる母親または家族で希望する人	2月5日(月) (予約制)	時 13:10～14:40 持 母子健康手帳、バスタオル 申 予約制。健康づくり課へ電話、直接またはQRコードから。
フッ素塗布	対 満1歳から小学校入学前までのむし歯のないお子さん	1月29日(月)	時 初めのおさんは13:20～13:50 2回目以降のおさんは13:50～14:20 費 1,430円/回 持 歯ブラシ、母子健康手帳、タオル 申 当日直接会場へ。※2回目以降は6か月以上間隔をあけてください。
プレママ・プレパパセミナー	内 出産の準備(呼吸法等)、あかちゃんのお風呂の入れ方(実習) 対 妊娠28週以降の妊婦と家族で希望する人	2月10日(土) (予約制)	時 9:30～12:00 定 8組(先着順) 持 母子健康手帳 申 2月2日(金)までに健康づくり課へ電話または直接。

産前・産後期間の国民健康保険税の免除

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年1月以降、出産または出産予定の被保険者等の産前・産後期間の国民健康保険料が免除されます。

免除期間：産前・産後期間(出産月の前月～出産月翌々月の4か月間※多胎妊娠は6か月間)のうち、令和6年1月以降の期間

対象：令和5年11月1日以降の出産

必要書類：①届出書(保険年金課にあります)

②単胎妊娠、多胎妊娠の事実が分かるもの(母子健康手帳など)

※出産後に届出を行う場合は、追加で親子関係を明らかにする書類(戸籍謄(抄)本や出生届など)が必要です。

申請 保険年金課国民健康保険担当(☎ 594-5541)へ必要書類を郵送または直接。

各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 1月8日～2月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談(予約制)	1月9日(火) 10:00～12:00、13:00～15:00	市役所 相談室 1-C	税務課市民税担当(☎ 594-5518) ※前日までにお申し込みください
福祉総合相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	共生福祉課地域共生担当(☎ 594-5517)	
行政相談(国や県等への要望や苦情の相談)	1月24日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当(☎ 594-5529)
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		市民課市民相談担当(☎ 594-5529) ※実施日の3日前までにお申し込みください
不動産相談(予約制)	1月12日(金) 13:30～16:20		
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 13:30～16:20 司法書士 第1・3金曜日 13:30～16:20		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(☎ 511-8800)	
人権相談	1月23日(火) 13:30～15:30(受付は15:00まで)	文化センター	人権推進課(☎ 594-5506)
女性相談(予約制)	1月10日(水)・15日(月)、24日(水)・2月7日(水) 10:00～16:00(1人50分)	市役所相談室	人権推進課(☎ 590-5011、0120-0874-56 ※子ども専用)
子どもの権利相談	毎週月～金曜日 10:30～18:00(17:15以降の面談は要予約)		
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～16:30	教育センター(☎ 591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎ 592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)		子育て支援課児童相談担当(☎ 511-7702)	
緑のなんでも相談	2月5日(月) 10:00～12:00	総合公園(☎ 592-4050)	
心配ごと相談(予約制)	1月17日(水)、2月7日(水) 9:30～11:30	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎ 593-2961) ※前日までにお申し込みください
結婚相談(予約制)	1月20日(土)、2月6日(火) 13:30～15:30		社会福祉協議会(☎ 593-2961)
ボランティア相談	2月3日(土) 10:00～12:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎ 591-8551)
内職相談(予約不要)	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター内 本市無料職業紹介所	産業観光課商工労政・観光担当(☎ 594-5530) 住宅増改築相談の当日の問合せは(☎ 591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水・木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00		
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	1月13日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ 169

■無料体験で誘うエステのトラブルに注意

「インターネット広告を見て、脱毛エステの無料カウンセリングを受けるために店舗に向いたところ、担当者から『本日で契約すれば、キャンペーンで割引になる』と熱心に勧められた。『高額であり、一旦家に帰って検討したい』と伝えましたが、『ローンを組めば、月々の支払いはかなり安く抑えられるので大丈夫だ』と勧誘され、根負けして契約してしまった。帰宅して冷静に考えると、ローン会社の分割手数料も高額であり、解約したい。』との相談がAさんから寄せられました。

最初は無料体験や無料キャンペーンなどのうたい文句で誘い、高額な継続契約を勧められることが多くあります。契約するまで帰してもらえなかったと話す人もおり、Aさんのように根負けして契約してしまったとの相談がほとんどです。契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるエステティックサービスは、特定商取引法で規制されている「特定継続的役務提供」に該当します。契約書面を受け取ってから8日間は、クーリングオフすることができます。クーリングオフ期間を過ぎてしまい、施術を何回か受けてしまっている、役務提供期間であれば、法律で定められた解約料を支払うことで、中途解約することができます。

また、契約時に、「エステを受けるためこの商品も必要」と言われて購入した化粧品やサプリメントなどの関連商品もクーリングオフができます。ただし、自分の意志で使用した化粧品やサプリメントなどの消耗品は、クーリングオフできません。Aさんの場合は、クーリングオフ期間の相談だったため、クーリングオフして解決できました。同様の相談であっても、個々の契約状況や問題発生時の時期が異なれば、解決内容も違ってきます。お困りの時は、早めに北本市消費生活センターに相談してください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内☎ 511-8800)
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00、13:00～16:00
※土・日曜日、祝日は局番なしの☎ 188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター(☎ 048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎ 03-5614-0189)
毎週土・日曜日 10:00～12:00、13:00～16:00